

議案第27号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

佐倉市南部地域福祉センター

2 指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山王二丁目37番9号ラポールコミュニケーション内  
社会福祉法人愛光 理事長 西原弘明

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五